

Harmony通信 2012.08

URL: <http://www.harmony-office.com/>
mail: info@harmony-office.com
tel:022-271-6751 fax:022-271-6758

クールヘッド ウォームハート
Cool Head, Warm Heart.
アルフレッド マーシャル



特集 ～国民年金の現状・後納制度申し込みスタート

厚生労働省が7月5日に発表した調査結果によると、2011年度の国民年金保険料納付率は58.8%と、2010年度の59.3%に引き続き60%を下回り、最低を更新しました。将来の年金制度について、真剣に検討していかなければなりません。

◆若年層ほど納付率が低い～年齢層別では…

「20～24歳」	50.05%
「25～29歳」	46.13%
「30～34歳」	49.63%
「35～39歳」	55.57%
「40～44歳」	57.06%
「45～49歳」	59.42%
「50～54歳」	65.16%
「55～59歳」	71.83%

若年層ほど納付率が低くなる原因として、制度への信頼性のほか、非正規労働者の増加により、年収が低くて保険料を納めたくても納められない人がいることが指摘されています。

◆国民年金第1号被保険者の平均年収は159万円

同じく厚生労働省が9日に発表した公的年金加入者の所得状況の調査結果によると、

◇第2号被保険者 <small>(厚生年金保険加入者、共済年金加入者)</small> の平均年収	: 426万円
◇年金受給者の平均年収	: 189万円

厚生年金被保険者・共済年金加入者の平均年収の半分以下、年金受給者と比べても下回る結果となっています。これは、従来自営業者を中心に構成されていた被保険者が、現在では約6割を無職・非正規労働者が占めるまでになっていることの影響と指摘されています。

◆保険料の後納制度が創設されました。

国民年金保険料は納期限より2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなりますが、過去10年間の納め忘れた保険料について、厚生労働大臣の承認を受けたうえで、時効により納付できなかった期間の保険料を納付することが可能になりました。この保険料後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

対象者：納付済期間及び合算対象期間を合計しても25年に満たないなど、老齢基礎年金の受給権を有しておらず、過去10年以内に未納期間を有する方
期間：平成24年10月1日～平成27年9月30日
 (申し込み受け付けは8月1日から開始)

門田より…

いよいよこの制度の申し込みが始まりました。年金調査のご依頼を受け「あと◎カ月納めていれば…」そんな思いに涙を呑んだ件がいくつも思い出されます。日本年金機構では対象となる方の約1,700万人に対して、順次「国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ」を送付しています。書類を受け取った方は是非内容をご覧ください。内容にご不明な点がありましたら、ご相談ください。



TOPIX

●改正労働契約法が成立 (8/3)

改正労働契約法が、参院本会議で民主、自民、公明3党などの賛成多数で可決・成立しました。**契約社員やパートが同じ職場で5年を超えて働いた場合、希望に応じて無期限の雇用へ切替を企業に義務付けることなどが柱で、非正規労働者の雇用の安定を図るのがねらい**です。

改正法は2013年4月に施行の見通しです。

門田より…

厚生労働省のホームページに掲載されている【労働契約法の一部を改正する法律案の概要】を同封します。有期労働契約の反復更新を行っている事業所の皆さまは、ぜひご覧ください。私も今後、内容をしっかり把握してまいりますので、今後の具体的な対応については、どうぞご相談ください。

●高齢者雇用安定法改正案が衆院委で可決 (8/2)

希望者全員の雇用を65歳まで確保するよう企業に求める「高齢者雇用安定法」の改正案が衆院厚生労働委員会で可決されました。修正案では、「**就業規則の解雇事由に該当する労働者は対象外とできる**」ことを明確化。その要件は、今後指針で定めることとされています。

今国会で成立すれば2013年度から施行予定です。

●最低賃金が生活保護下回る「逆転現象」11都道府県で (7/11)

最低賃金で働いたときの収入が生活保護の受給額を下回る「逆転現象」が、11都道府県で起きていることが、厚生労働省の調査で明らかになりました。昨年度からの北海道、宮城、神奈川に続き、新たに青森、埼玉、千葉、東京、京都、大阪、兵庫、広島が加わったものです。今年の最低賃金の見直しで修正が加えられる見込みです。

編集後記

今年の8月も例年と変わらず猛暑が続いています。時折涼しい日があったり、土砂降りに見舞われたりと、天候が目まぐるしく変わり、私達も体調を崩しがちです。そんな「夏バテ」対策として、昔から愛され、食されているのは、土用丑の日のウナギですが、もうひとつ、暑さに負けない体づくりの一助として、昔から飲まれ、俳句では夏の季語として用いられている飲み物があります。それは「甘酒」。寒い日や桃の節句に温めて飲むと美味しいあの飲み物です。なぜ夏に甘酒なのでしょう？甘酒には、ビタミンB1、B2、B6、葉酸、食物繊維、アミノ酸、そしてブドウ糖等が含まれているようですが、これらの栄養素は、栄養剤としての点滴とほぼ同じ内容であることから「飲む点滴」と称されることもあったか。暑さで体力をうばわれ、食欲も減退してしまう夏バテ対策にはまさにうってつけの飲み物と言えますね。江戸時代、甘酒は夏の風物詩であり、天秤棒を担ぎながら甘酒売りが江戸の町を歩き来していたとのこと。そして、江戸幕府は、低所得者対策として甘酒の価格を4文に制限していたそうです。武士の内職として作られていたという興味深い記述もあります。

これからお盆にさしかかり、暑い中外出される方も多いと思いますが、熱中症や夏風邪対策もかねて、夏の甘酒を召し上がってみてはいかがでしょうか。ホットでもアイスでもいけるようです。

Harmony通信 2012.08

#発行：2012年8月10日

#編集・構成：合同会社Harmony



Harmony司法書士事務所

Harmony社会保険労務士事務所

Harmony行政書士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

スタッフ日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>

